

2021年9月17日

各位

会社名 アセットマネジメントOne株式会社  
(管理会社コード：13694)  
代表者名 取締役社長 菅野 暁  
問合せ先 商品開発グループ 酒井 隆  
(TEL. 03-6774-5100)

## 投資信託約款の変更に関するお知らせ

当社は、投資信託約款の変更に関し、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 対象投資信託

銘柄名	銘柄コード
One ETF 日経225	1369

#### 2. 変更の内容および理由

日経平均株価の算出要領の改定に伴い、その整備を行うため約款に所要の変更を行うものです。

※投資信託約款の新旧対照表につきましては、別紙1をご参照ください。

#### 3. 日程

金融庁届出日 : 2021年9月30日

約款変更日 : 2021年10月1日

#### 4. 書面決議の手続き等

当該投資信託約款の変更は、当該投資信託の商品としての基本的性格を変更させるものではなく、投資信託及び投資法人に関する法律第17条第1項に規定する「その変更の内容が重大なものとして内閣府令で定めるもの」に該当しないため、書面による決議は行いません。

以上

## 投資信託約款の新旧対照表

追加型証券投資信託 One ETF 日経225

(新)	(旧)
<p data-bbox="256 349 676 383">&lt;受益権の申込単位および価額&gt;</p> <p data-bbox="256 398 437 432">第13条 (略)</p> <p data-bbox="320 445 472 479">②～④ (略)</p> <p data-bbox="320 495 786 813">⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。</p> <ol data-bbox="357 828 786 1816" style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および<u>株価換算係数</u>変更実施日の各々前営業日</li> <li>3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</li> </ol> <p data-bbox="320 1832 472 1865">⑥ (以下略)</p>	<p data-bbox="805 349 1225 383">&lt;受益権の申込単位および価額&gt;</p> <p data-bbox="805 398 986 432">第13条 (略)</p> <p data-bbox="869 445 1021 479">②～④ (略)</p> <p data-bbox="869 495 1335 813">⑤委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の取得申込みの受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の取得申込みを受け付けることがあります。</p> <ol data-bbox="906 828 1335 1816" style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して3営業日以内</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および<u>みなし額面</u>変更実施日の各々前営業日</li> <li>3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</li> <li>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</li> <li>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</li> </ol> <p data-bbox="869 1832 1021 1865">⑥ (以下略)</p>
<p data-bbox="256 1895 424 1928">&lt;交換請求&gt;</p> <p data-bbox="256 1944 437 1977">第42条 (略)</p> <p data-bbox="320 1991 416 2024">② (略)</p> <p data-bbox="320 2040 786 2074">③委託者は、原則として、次の各号に</p>	<p data-bbox="805 1895 973 1928">&lt;交換請求&gt;</p> <p data-bbox="805 1944 986 1977">第42条 (略)</p> <p data-bbox="869 1991 965 2024">② (略)</p> <p data-bbox="869 2040 1335 2074">③委託者は、原則として、次の各号に</p>

(新)	(旧)
<p>該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および<u>株価換算係数</u>変更実施日の各々前営業日から起算して3営業日以内</p> <p>3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>④（以下略）</p>	<p>該当する場合は、受益権の交換請求の受付を停止します。ただし、第1号から第4号に該当する場合であっても、委託者の判断により、受益権の交換請求を受け付けることがあります。</p> <p>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</p> <p>2. 対象指数の銘柄変更実施日ならびに除数および<u>みなし額面</u>変更実施日の各々前営業日から起算して3営業日以内</p> <p>3. 第33条に定める計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内）</p> <p>4. この信託が終了することとなる場合において、信託終了日の直前5営業日間</p> <p>5. 前各号のほか、委託者が、第21条各号に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</p> <p>④（以下略）</p>